

特別警戒取り締まり

年末年始は犯罪に注意

警察では、犯罪や各種事故防止のため、12月11日(月)から1月3日(水)まで特別警戒取り締まりを行います。年の瀬は、何かと慌ただしくなり、心のすきを狙った「ひったくり」などの犯罪が多く発生します。特に次のことに注意して防犯に心掛け、明るい新年を迎えましょう。

- 外出のときは、隣近所に一声掛けて戸締まりを
- 車から離れるときは、車内に貴重品を置かず、必ずカギを掛けて
- 覚せい剤・タバコ・シンナーなどにによる少年非行の防止
- 混雑した場所でのスリ・ひったくりに注意

冬の交通安全運動

12月10日(日)から31日(日)まで、県下一斉に『思いやる 心ひとつで 事故はゼロ』、『乗る人に飲ませるあなたも 犯罪者』をスローガンに冬の交通安全運動が行われます。ルールを守って、交

通事故を防止しましょう。

今回の重点目標は次の三つです。

- 飲酒運転の追放
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

※特別警戒取り締まりについてくわしくは成田警察署(☎27-01110)へ。冬の交通安全運動については市交通防犯課(☎20-1527)へ。

斎場・霊きゆう車・祭具

利用の予約は 八富成田斎場へ

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里市で管理運営されています。

この3市のいずれかに、亡くなった人や喪主、または施主が住民登録、あるいは外国人登録をしている場合は、火葬料金(待合室

八富成田斎場の使用料

区分	単位	料金		
		市民	市民以外	
火葬	大人	1体	無料	50,000円
	子ども(12歳未満)	1体	無料	40,000円
	死産児	1体	無料	20,000円
	改葬遺骨	1個	無料	20,000円
	四肢など	1個	無料	20,000円
式場	第1	2時間	10,000円	20,000円
		夜間	20,000円	40,000円
	第2	2時間	7,500円	15,000円
		夜間	15,000円	30,000円
	第1・2	2時間	15,000円	30,000円
		夜間	30,000円	60,000円
待合室	基本料金(1室)	2時間	2,000円	4,000円
	超過料金(1室)	1時間	1,000円	2,000円
式場控室	基本料金(1室)	2時間	2,000円	4,000円
	超過料金(1室)	1時間	1,000円	2,000円
霊安室	1棺	1日	5,000円	10,000円

・通夜に限り友引の日でも午後3時から使用できます
 ・夜間とは午後9時から翌日の午前9時までです

1室付き)が無料となります。また、斎場では通夜および告別式を行うことができます。式場は午後3時から翌日の午後3時まで利用でき、料金は市民が第1式場を利用して通夜・告別式を行った場合、8万円となります。そのほか、施設の料金は左表のとおりです。また、市民を対象とした霊きゆう車と祭具の貸し出しもしています。霊きゆう車の利用は、市内

の自宅・病院などから斎場までの利用に限られ、1回5,000円です。なお、自宅葬で使用する祭具については、1級祭壇(5段または4段・約8畳用)が1日2,000円、2級祭壇(3段・約6畳用)は1日1,200円で、搬入・設置・搬出も行っています。斎場および霊きゆう車・祭具の予約受け付けは八富成田斎場(☎23-4511)で行っています。

ペットの火葬

ペットの火葬は、ペット火葬場(山之作・火葬場跡地)で行っています。火葬できるペットは、犬・猫・猿・ウサギなどの小動物です。
 ●利用日時 友引を除く午前9時～午後3時

●利用料金 左表のとおり

●予約方法 電話で八富成田斎場(☎23-4511)へ
 また、火葬場まで来る

種別	料金	
特大	30kg以上	5,250円
大	20kg以上	4,200円
中	10kg以上	3,150円
小	10kg未満	2,100円

※くわしくは八富成田斎場(☎23-4511)または環境衛生課(☎20-1531)へ。
 料金は永年で3,150円です。現在合同墓地のみ使用できます。ペット霊園は、1,050円です。ペット霊園は、人で、引き取り料金は1匹につき

**本人と代理人では
手続きが異なります**

◆本人が申請する場合

登録する印鑑のほか、運転免許証やパスポートなど官公署が発行した身分を証明できるもの(写真と公印のあるもので有効期限内のもの)、または成田市に印鑑登録をしている人の「保証書(保証人の印鑑登録番号と登録印鑑の押印、署名が必要)」を持って市民課(分室は除く)・支所住民課で手続きすると即日登録ができます。

運転免許証やパスポートなどを持っていない場合は、本人確認をするため「照会書」を自宅に郵送します。照会書の「回答書欄」に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、本人確認できるもの(保険証や年金手帳など)を持って、印鑑登録の申請をした窓口を持参してください。

◆代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、即日登録はできません。登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」と代理人本人を確認できるもの(運転免許証や保険証など)が必要です。本人の意思を確認す

るため「照会書」を自宅に郵送します。

「照会書」の「回答書」欄に必要事項を記入し、登録する印鑑を押し、印鑑登録の申請をした窓口を持参してください。

なお、回答書を本人が持参できない場合も、委任状と代理人本人を確認できるものが必要です。

印鑑登録証(カード)をなくしたら

○本人が申請する場合：登録印鑑を持って市民課(分室は除く)・支所住民課で印鑑登録証亡失届を

○代理人が申請する場合：登録者の印鑑と委任状、代理人の印鑑が必要です。申請書に登録者の住所・氏名・生年月日の記入を
登録印鑑をなくしたら

○本人が申請する場合：印鑑登録証(カード)を持って市民課(分室を除く)・支所住民課で印鑑登録廃止申請の手続きを

○代理人が申請する場合：登録者の印鑑登録証(カード)と委任状、代理人の印鑑が必要です。申請書には登録者の住所・氏名・生年月日の記入を

なお、再度印鑑登録する場合も新規登録と同じ方法です。代理人の場合は、即日登録はできません。証明書も当日は発行できません。

旧下総町・大栄町の印鑑登録証

合併に伴い、旧下総・大栄町で使用していた印鑑登録証を新しいカードに交換する必要があります。使用していた印鑑登録証や登録印鑑をなくした場合も、まず、下総・大栄支所の住民課で手続きをしてください。なお、窓口延長時には交換できませんのでご注意ください。

●手続きできる人：印鑑登録者本人または同一世帯の家族

●交換場所：下総支所住民課、大栄支所住民課

●料金：無料

●交換に必要なもの：古い印鑑登録証、窓口に来る人の顔写真付き官公署発行の身分証明書(免許証など)と印鑑

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所住民課(☎96-1115)、大栄支所住民課(☎73-8067)へ。

トイレのくみ取り

**年末は込み合っので
早めに申し込みを**

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、希望日に作業できない場合があります。年内の作業を希望する人は、12月21日(木)

までに申し込んでください。

なお、22日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。下総・大栄地区は北総西部衛生組合(☎0478-54-5175)へ。

飲料用井戸水

**浄水器設置費に
補助金が**

市では、飲料用として使用している井戸水から「硝酸性窒素および亜硝酸性窒素」「ヒ素」「トリクロエチレン」または「テトラクロロエチレン」が基準値(左表)を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯に対し、補助金を交付しています。

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1です。

対象物質	基準値
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/l
ヒ素	0.01mg/l
トリクロロエチレン	0.03mg/l
テトラクロロエチレン	0.01mg/l

12月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
12月4日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
12月5日(火)	並木町(沢山・日本松)、不動ヶ岡地区	
12月6日(水)	飯田町、飯仲地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

す。補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の提出などの手続きと、その審査が必要になります。現在、対象物質を除去できる浄水器は、逆浸透膜方式などです。

なお、上水道が整備されている地区の人は、補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

年末年始のごみ収集

年末は29日まで
年始は3日(地区は4日)から

年末は、12月29日(金)まで市内全域で通常どおりごみの収集を行います。

また、年始は1月3日(水)(下総・大栄地区は4日(木)から通常の収集を始めます。

ただし、成田①地区(左図参照)は、1月中の収集が夜間になります。



成田①地区の1月中の収集は夜間になります

すので、収集日の午後6時までにいつもの集積所にごみを出してください。

そのほかの地区は、通常どおり収集しますので、収集日の午前8時30分までに、集積所にごみを出してください。

◆年内の粗大ごみの収集

年内に粗大ごみの収集を希望する人は、12月8日(金)までに、いずみ清掃工場(☎36・1689)へ申し込みをしてください。

これ以降の申し込みについては、年明けになる場合があります。年始の粗大ごみの収集申し込みは、1月4日(木)から通常どおりいずみ清掃工場で受け付けします。

◆直接搬入する場合は

事業所や飲食店などのごみや、大掃除などで出るごみを処理施設に直接搬入する場合は、「燃やせるごみ」はいずみ清掃工場に、「ビン・カン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」はリサイクルプラザに、それぞれ分別して搬入してください。

◆直接搬入する場合は

- 12月30日(土)まで(日曜日を除く)・2月1日(木)以降も同様)
 - 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分(通常どおり)
 - 12月31日(日) ●休業
 - 1月1日(月・祝)・2日(火) ●午後6時～9時
 - 1月3日(水)～31日(水)(日曜日を除く) ●午前8時30分～正

午、午後1時～4時30分、午後6時～9時

- 1月7日(日) ●午後6時～9時
- 1月14日(日)・21日(日)・28日(日) ●休業

年末は、処理施設が大変混雑しますので、できるだけ12月16日(土)までに搬入してください。

なお、いずみ清掃工場への「可燃性の粗大ごみ」および「草木」の直接搬入は、12月18日(月)～1月6日(土)は受け入れできません。

下総・大栄地区のごみ処理は

家具類などは、伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)に直接搬入してください。

なお、年末は処理施設が混雑しますので、12月22日(金)までに搬入してください。

◆直接搬入する場合は

「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」に分別し、伊地山クリーンセンターに搬入してください(搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課で配布)。

なお、「ペットボトル」は、直接搬入できません。リサイクルを図るため、許可業者に委託するなどしてください。

受付日時は次のとおりです。

わたしたちのまちをわたしたちの手で美しく

12月3日(日)を基準日として、市内各地区で「ポイ捨てをなくし、わたしたちのまちをわたしたちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力を得て第92回環境美化運動が実施されます。この運動では、各地区の道路や空き地に投げ捨てられたビン・カンの収集や、散乱ごみの回収、草刈りなどが行われます。快適で住みよい環境づくりに、皆様のご協力をお願いします。※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

※ごみの排出の抑制、再資源化、再利用に皆様のご協力をお願いします。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

- 12月29日(金)まで(土・日曜日を除く)・1月4日(木)以降も同様) ●午前9時～正午、午後1時～4時(通常どおり)
- 12月30日(土)～1月3日(水) ●休業